

かすみがうら市学校給食

食物アレルギー対応マニュアル



令和6年 8月

かすみがうら市教育委員会

目 次

かすみがうら市学校給食における食物アレルギー対応の方針	P1
-----------------------------	----

学校給食における食物アレルギー対応の大原則	P2
-----------------------	----

学校給食における食物アレルギー対応の原則的な考え方	P2
---------------------------	----

出典：文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」より抜粋

1 食物アレルギーの基礎知識（P4～）

（1）アレルギーのしくみ	P4
（2）食物アレルギーとは	P4
（3）食物アレルギーの症状	P5
（4）食物アレルギーの原因食物	P6
（5）食物が原因の病気	P6

2 かすみがうら市学校給食における対応指針（P7～）

（1）学校給食における食物アレルギー対応の実施基準	P7
（2）学校給食における食物アレルギー対応の内容	P7

3 学校・市教委における食物アレルギーへの対応（P11～）

（1）食物アレルギー対応委員会の設置	P11
（2）食物アレルギー症状がある児童生徒への対応の流れ	P12
（3）学校（教職員）の役割	P16
（4）市教委の役割	P17

4 緊急時の対応（P18～）

（1）日常から行っておくこと	P18
（2）食物アレルギー緊急時対応マニュアル	P19
A 学校内での役割分担	
B 緊急性の判断と対応	
C エピペン [®] の使い方	
D 緊急要請（119 番通報）のポイント	
E 心肺蘇生と AED の手順	
F 症状チェックシート	

出典：環境再生保全機構 ERCA（エルカ）

「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック」を加工して作成

給食以外のアレルギー対応について	P26
------------------	-----

かすみがうら市学校給食における食物アレルギー対応の方針

1 基本的な考え方

学校給食の提供においては食物アレルギーを有無に関わらず、すべての児童生徒が給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごすことができることを目標とする。

食物アレルギーを有する児童生徒に対して給食を提供するにあたっては、食物アレルギーによる事故は、当該児童生徒の生命に関わる重大な問題であることから、**給食における食物アレルギー対応で最優先すべきは、「安全性」である。**

かすみがうら市では文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月）」及び公益財団法人日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年改定）」を基本として対応を実施する。

そのため、対応指針に示された「学校給食における食物アレルギー対応の原則的な考え方」に基づき、安全管理上のリスクを最小限にとどめるため、給食提供時における原因食物については、少量可、加工品可、加熱可などの複雑な対応は行わず**「提供するかないかの二者択一の対応」を原則とする。**

2 対応方法

対応指針にある食物アレルギーの状況に応じた学校給食対応の4区分「レベル1～レベル4」について、かすみがうら市では、レベル1「詳細な献立表対応」及びレベル2「弁当持参による対応」を実施する。また、レベル3「除去食による対応」について牛乳等飲料の停止対応のみ実施する。

各学校で組織する「食物アレルギー対応委員会」において、学校ごとの対応方針の決定を行い、個々の児童生徒に対する支援プランを作成して対応を実施する。

かすみがうら市教育委員会（以下、「市教委」という。）ではヒヤリハット事例の共有などを通じて各校の取り組みを支援する体制を構築する。

学校給食における食物アレルギー対応の大原則

- ① 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。
そのためにも、安全性を最優先とする。
- ② 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ③ 「学校のアレルギー疾患に関する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- ④ 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- ⑤ 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- ⑥ 教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

学校給食における食物アレルギー対応の原則的な考え方

1. 最優先は“安全性”

学校給食で最優先されるべきは、“安全性”である。従来の、栄養価の充足やおいしさ、彩り、そして保護者や児童生徒の希望は、安全性が十分に確保される方法で検討する。

2. 二者択一の給食提供

“安全性”確保のために、従来の多段階の除去食や代替食提供は行わず、**原因食物を「提供するかしないかの二者択一」を原則的な対応とすることが望ましい。**二者択一とは、牛乳アレルギーを例に以下のように説明される。

従来の多段階対応では、1) 完全除去、2) 少量可、3) 加工食品可、4) 牛乳を利用した料理可、5) 飲用牛乳のみ停止など様々なレベルがあった。これに個々に対応すると、業務は複雑・煩雑となり、負担が増えるばかりか、事故の温床にもなる。このため、二者択一、つまり**完全除去か、他の児童生徒と同じようにすべての牛乳・乳製品を提供する、**どちらかで対応をする。多段階対応はしない。

3. 二者択一した上での給食提供

対応を二者択一した上で提供する給食には、代替食と除去食がある。本来の学校給食における食物アレルギー対応の理想的な提供方法は代替食である。しかし代替食は、除去食よりもきめ細かな対応が必要になるため、安全性が担保できないときは除去食対応を選択する。

- ① 除去食の場合、完全除去した献立に代替はしない。このためそれが中心献立・食材だった場合、給食として成立しないため、一部弁当対応となる。
- ② 代替食の場合、完全除去した献立に代替する献立・食材を加える。ただしアレルギー対応献立はできる限り最小限に集約して調理するようにし、原因食物ごとに別々の献立や調理方法を設定しない。**最小限の代替食を「提供するかしないかの二者択一」とするとよい。**

4. 二者択一で除去食対応としたときの問題点や疑問点

① 給食を食べられなくなる児童生徒がいる

これまで一定レベル以上の給食を安全に食べられていた児童生徒が、完全除去対応となるため、対応の後退を問題にされる可能性がある。

➡ 個人で考えれば、一部児童生徒で二者択一が対応の後退に映るが、この方針は学校給食における食物アレルギー対応全体の安全性向上という目的がある。こうした説明を保護者に丁寧に実施し理解を得る。

② 調味料の使用や微量混入まで完全除去管理になると、かえって現場の負担になる。

➡ 多くの患者は、前述したように調味料の使用や微量混入では症状が誘発されないと考えられる。このためそのレベルで管理が必要な場合、対象は重症患者といえ、安全性の確保が難しければ学校給食で対応することは勧められない。この場合、弁当対応を考慮するべきである。

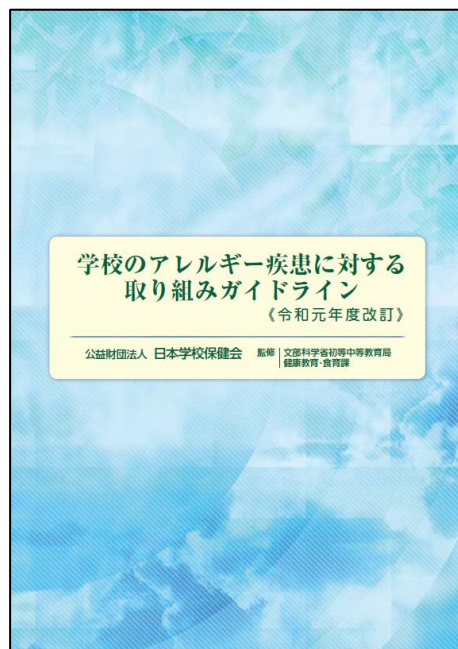
5. 弁当対応の際の留意点

弁当対応を行う場合、保護者とのコミュニケーションを密に図ることが重要である。学級での指導状況や食物アレルギーを有する児童生徒の意向等を十分に考慮した上で、具体的な対応を決定していく。その際、双方にとって過度な負担とならないように配慮するとともに、状況に応じて適宜対応を見直していくことも必要であろう。



文部科学省

「学校給食における食物アレルギー対応指針」
(平成 27 年 3 月)



公益財団法人日本学校保健会

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(令和元年度改定)

1 食物アレルギーの基礎知識

(1) アレルギーのしくみ

私たちの体には、細菌やウイルス、寄生虫などの感染性微生物や異物などから、身を守るための「免疫」という仕組みが備わっている。

本来は体に無害な花粉や食べ物などの特定の物質（アレルゲン）に対して免疫が過剰に反応してしまい、体にさまざまな症状を引き起こしてしまうのが「アレルギー」である。

アレルゲンが体内に入ると、IgE 抗体というタンパク質が作り出される。作り出された IgE 抗体は皮膚や粘膜に多くあるマスト細胞の表面に結合し、アンテナのように張り巡らされ、再びアレルゲンが侵入してくるとこの IgE 抗体と結合し、マスト細胞からアレルギー症状を引き起こす化学物質（ヒスタミン）が一気に放出されて、かゆみなどの症状が現れる。

(2) 食物アレルギーとは

食物アレルギーは、特定の食べ物に含まれているアレルゲン（ほとんどがタンパク質）によりアレルギー症状が生じるものである。

学校で問題になる食物アレルギーのタイプ

臨床型	発症年齢	頻度の高い食物	耐性獲得（寛解）	アナフィラキシーショックの可能性	食物アレルギーの機序
食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎	乳児期	鶏卵、牛乳、小麦など	多くは寛解	(+)	主に IgE 依存性
即時型症状 (蕁麻疹、アナフィラキシーなど)	乳児期～成人期	乳児～幼児 鶏卵、牛乳、小麦、ピーナッツ、木の実類、魚卵など 学童～成人 甲殻類、魚類、小麦、果物類、木の実類など	鶏卵、牛乳、小麦は寛解しやすい その他は寛解しにくい	(++)	IgE 依存性
食物依存性運動誘発アナフィラキシー (FDEIA)	学童期～成人期	小麦、エビ、果物など	寛解しにくい	(+++)	IgE 依存性
口腔アレルギー症候群 (OAS)	幼児期～成人期	果物・野菜・大豆など	寛解しにくい	(±)	IgE 依存性

出典：厚生労働科学研究班による食物アレルギーの診療の手引き 2023（「食物アレルギーの診療の手引き 2023」検討委員会）

(3) 食物アレルギーの症状

食物アレルギーの最も典型的なものとして皮膚や眼、鼻、口などのかゆみや腹痛・下痢・嘔吐の消化器症状といった症状が発現する「即時型症状」があり、その他に原因食物を摂取後、運動したことにより発症する「食物依存性運動誘発アナフィラキシー」などがある。

※アナフィラキシー・アナフィラキシーショックとは

アナフィラキシーは、アレルギー反応でも特に重篤な状態であり、「アレルゲンなどの侵入により複数の臓器に全身性にアレルギー症状があらわれて生命に危機を与える過敏反応」と定義されている。血圧低下や意識障害を引き起こし、生命を脅かす危険な状態を特に「アナフィラキシーショック」という。

即時型症状

原因食物摂取後、通常2時間以内にアレルギー反応による症状を示すことが多く、内容としては蕁麻疹のような皮膚症状、咳や喘鳴（ぜんめい：発作にともなって生じるゼーゼー、ヒューヒューといった気道音）等の呼吸器症状、腹痛・下痢・嘔吐といった消化器症状など多岐にわたる。症状が重いものでは生命の危険を伴うアナフィラキシーショックに進行するものまである。

食物依存性運動誘発アナフィラキシー

主に学童期以降にみられるアレルギーで、多くは特定の食物を食べてから2時間以内に運動をすることによってアナフィラキシーが誘発される病型。運動によって腸での消化や吸収に変化が起き、アレルゲン性を残したタンパク質が吸収されてしまい起きると考えられている。

※給食喫食後の運動（体育、クラブ活動、部活動、昼休み等）では注意が必要。

口腔アレルギー症候群

花粉アレルゲンに対するIgE抗体が、果物や野菜アレルゲンにも反応するために起こる即時型アレルギーで、アレルゲンが消化されると反応しなくなるため、ふつうは口の中がピリピリしたり、かゆくなったりするだけの症状だが、大量に食べて全身症状が出てしまうことがある。

【主な症状】

臓器		症状
皮膚		かゆみ、蕁麻疹、発赤、湿疹
粘膜	眼	結膜の充血、かゆみ、涙、まぶたの腫れ
	口やのど	口の中の違和感、晴れ、のどのかゆみ、イガイガ感
	鼻	くしゃみ、鼻汁、鼻づまり
呼吸器症状		息が苦しい、咳、ぜいぜいする、のどのつまり、声がれ
消化器症状		腹痛、はきけ、嘔吐、下痢、血便
循環器症状		脈が早くなる、血圧低下、手足が冷たい、顔面蒼白
神経症状		頭痛、元気がない、ぐったり、意識障害

(4) 食物アレルギーの原因食物

食物アレルギーを発症させないためには「原因食物の除去」が唯一の予防法となる。

個々の児童生徒の原因食物をしっかりと把握し、各々の状況に合わせて児童生徒自身で除去する、弁当持参にする、といった対応を行うことが重要となる。

食品表示基準のうち、特定原材料は食物アレルギー症状の発症数や重篤度により規定されており、卵・乳・小麦は食物アレルギーの原因食物全体の約60%を占めていること、そば・落花生（ピーナッツ）は重篤な症状を呈すること、エビ・カニには成人期で新規発症や誤食が多いこと、くるみは、近年、木の実類の中でも症例数が増加していることなどから表示が義務付けられている。

また、食品表示基準に定められた食品よりも症例数等は少ないが食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになっているものを特定原材料に準ずるものとして、以下の20食品が挙げられている。（消費者庁次長通知（平成27年3月20日消食表第139号※令和6年3月28日第34次改正））

加工食品に含まれるアレルギー物質の表示

用語	品目	食品
特定原材料 （表示義務）	8品目	エビ、カニ、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）
特定原材料に準じる （表示の推奨）	20品目	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

出典：加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック（消費者庁）

(5) 食物が原因の病気（食物アレルギーと間違えやすい病気）

食物が引き起こす有害な反応でも、乳糖不耐症に代表される食物不耐症や食中毒は免疫反応ではないため食物アレルギーではない。

○食物不耐症：体質的に食物を消化できない

例 乳糖を消化できず牛乳を飲むと下痢をする。（乳糖不耐症）

○食中毒：食物中の病原体や毒素で発生

例 ノロウイルスに汚染されたカキを食べて下痢や発熱する。

○仮性アレルゲン：食物中の化学物質が原因で食物アレルギーに似た症状を起こす

例 鮮度の落ちた青魚を食べて蕁麻疹が出る

2 かすみがうら市学校給食における対応指針

(1) 学校給食における食物アレルギー対応の実施基準

下記の①～⑤いずれにも該当していることとする。

- ① アレルギー専門医の診察・検査により「食物アレルギー」と診断され、アレルギー専門医から特定の食物に対して対応の指示があること。
- ② 基本的に1年に1回は受診し、毎年「【様式2】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出していること。
- ③ 校内食物アレルギー対応委員会の協議により原因食物を除いた給食の実施決定があること。
- ④ 「【様式5】食物アレルギー対応依頼書」の提出があること。
- ⑤ 家庭でも当該原因食品の除去を行っていること。

(2) 学校給食における食物アレルギー対応の内容

①学校給食においてアレルギー対応を行うにあたっての留意点

○献立作成時における留意点

- ・アレルギーとなる食品がすべての料理（主食・主菜・副菜・デザート）に入らないようにする。

学校給食で使用しない食材（アレルギーとなるもの）

かすみがうら市の学校給食では下記の食材は取り扱わないこととする。

そば、キウイフルーツ、落花生（ピーナッツ）、くるみ、アーモンド、

カシューナッツ、ピスタチオ、ペカンナッツ、ヘーゼルナッツ、マカダミアナッツ

- ・加工食品や調味料等を使用する際は、原材料配合表を取り寄せ、使用食材を確認する。
- ・原因食物を使用する場合は、必要に応じて主な原因食物が分かるような献立名とする。
例) おひたし → チーズ入りおひたし

○発注時の留意点

- ・事前に可能な限りアレルギー情報を把握する。さらに加工品や調味料については原材料配合表やアレルギー表示・コンタミネーション（※）などの資料提供を業者に求め、確認する。

※ コンタミネーションとは、食品を製造するときに原材料としては使用されていないが、製造工程が同一等の理由により、意図せずに最終製品に特定原材料などが混入してしまうことをいう。

○検収時の留意点

- ・納品された食材が発注したものであるか確実に検収する

○予定献立に変更があった場合の留意点

- ・変更後の献立にアレルギーが入っていないか確認する。
また、必要に応じてその都度保護者と連絡を取り、対応について相談する。

②対応の種類

学校給食におけるアレルギー対応のレベルは以下の4段階となる。

レベル1 詳細な献立表対応（各自が対象食材を除去することによる対応）

レベル2 弁当対応（完全弁当対応・一部弁当対応）

レベル3 除去食対応（かすみがうら市では牛乳等飲料の停止のみ実施）

レベル4 代替食対応（かすみがうら市では実施しない）

対応レベルの方針は、児童生徒のアレルギーの状況や学校及び調理場の施設状況（人員や設備等）を総合的に判断し、対応レベルを決定する。また、保護者の要求のままに無理な対応を行うことは、かえって事故を招く危険性が高いので、学校給食の食物アレルギー対応は、あくまでも医師の診断と指示に基づいて実施する。

レベル1 詳細な献立表対応（各自が対象食材を除去することによる対応）

「詳細な献立表（献立内容表）」及び「原材料配合表」を家庭へ事前に配付し、保護者と児童生徒が確認する。それをもとに保護者が指示し、児童生徒及び担任は保護者の確認内容に基づいて学校給食から原因食品を除去しながら食べる。

【対象】

比較的症状が軽く、本人がアレルゲンとなる食材を取り除くことができる場合に行う。

【対応方法】

- ①栄養教諭等は、食材納品業者にアレルギー食品に関する資料提供を依頼し内容を確認する。（必ず複数の関係者で確認する。）
- ②学校は、「詳細な献立表（詳細な献立内容表）」と「原材料配合表」、「食物アレルギー対応表」を保護者に配付する。
- ③保護者と児童生徒は、「詳細な献立内容表」と「原材料配合表」をもとに除去する食品を確認し、「食物アレルギー対応表」に記入する。（必ず児童生徒本人も確認する）
- ④保護者は、除去する食品を記入した「食物アレルギー対応表」を学校に提出する。
- ⑤学校は、複数人で確認後、そのコピーを保護者に返却する。
- ⑥児童生徒は、各自アレルゲンとなる食材を除去し喫食する。
学級担任が除去するのではなく、自ら除去することが前提となる。
- ⑦低学年の場合は、自分で除去するのが困難な場合がある。この場合、面談等で確認し、弁当持参するのが望ましい。

【留意点】

（学級担任等）

- ・最も誤食事故が起きやすい対応のため、特に学級担任は除去する食品と学校給食の内容を日々確認する。
- ・学級担任が不在の場合の対応を明確にしておく。
- ・一緒に会食する他の児童生徒にも配慮する。

（保護者）

- ・食物アレルギーのために食べられない献立は、必ず対象児童生徒と一緒に献立表で確認し、何が食べられないのかを本人に知らせる。

レベル2 弁当対応（完全弁当対応・一部弁当対応）

アレルゲンの種類が多い、重篤なアレルギーを持っているなどの理由で給食を食べることができない場合が対象となる。給食を全く食べない「完全弁当対応」と食べられない一部の献立の代わりに弁当を持ってくる「一部弁当対応」がある。

■完全弁当対応

【対象】

極微量で反応が誘発される可能性がある、学校での個別対応が困難な児童生徒

- ・ 調味料、だし、添加物の除去が必要
- ・ 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある。（コンタミネーションの対応が必要）
- ・ 多品目の除去が必要 ・ 食器や調理器具の共用ができない ・ 油の共用ができない

■一部弁当対応

【対象】

レベル1 対応該当者で、アレルゲンとなる食品が給食の中心的献立（主食・主菜）及び汁物に使用されている場合

- 主食・・・ごはん、パン、ソフトめん、スパゲッティ など
- 主菜・・・ハンバーグ、オムレツ、厚焼玉子、エビシューマイ、クリーム煮 など
- 汁物・・・クリームシチュー、かきたま汁、麺類のスープ など

弁当対応における留意点

（保護者）

- ・ 持参する容器には必ず学年、クラス、氏名を記入する。
- ・ レベル1の対応の食物アレルギー対応表で、給食が食べられる日と一部弁当持参の日を事前に決めておく。

（学級担任等）

- ・ 食物アレルギーがある児童生徒を担任が理解するとともに、他の児童生徒にもしっかりと理解させ、本人が精神的な負担を感じることがないように配慮する。
- ・ 給食当番を行う際にはアレルゲンに触れることのないよう学級担任が配慮する。
- ・ 弁当の保管場所を確保し、誤配がないように安全に衛生的に保管する。

（その他学校での対応）

- ・ 家庭で摂取し、症状が出ないことが確認できたものとする。また、弁当の保管方法については、各校において食物アレルギー対応委員会で協議し、決定する。なお、弁当の受け渡しについては管理を徹底し、誤配がないようにする。
- ・ 預かった弁当については、コンタミネーション防止の観点から、電子レンジによる温め対応は行わない。また、汁物に関しても温め対応は行わないため、スープジャーなど保温機能のある容器を活用することが望ましい。

レベル3 除去食対応

本市では牛乳等飲料の停止対応のみを実施する。
その他の除去食対応については今後の検討課題とする。

レベル4 代替食対応

本市においては施設的に実施不能なため、今後の検討課題とする。

(レベル2) 完全弁当対応又は(レベル3) 牛乳等飲料の停止対応を実施する場合

かすみがうら市立学校給食費徴収規則第7条第2項の規定に基づき、停止対応実施2日前までに学校給食(辞退・再開)届(様式3号)を教育長に提出する。
⇒学校へは停止対応を実施する5日前までに提出し、学校から市教委へ提出する。

(参考) 様式3号 学校給食(辞退・再開)届 ※かすみがうら市立学校給食費徴収規則

様式第3号(第7条関係)		
年 月 日		
(あて先) かすみがうら市教育長		
学校給食(辞退・再開)届		
下記の理由により、学校給食を 辞退・再開 いたしたく、かすみがうら市学校給食費徴収規則第7条第2項の規定により届け出ます。		
学 校 名・学年		学年
児童・生徒氏名		
氏 名 (納付義務者)		
住 所		
電話番号		
停止期間	年 月 日から 年 月 日	
再開期日	年 月 日	
停止又は再開の理由		
※食物アレルギーにより学校給食の一部又は全部を喫食しない場合は、別途、 医師による「学校生活管理指導表」の提出が必要です。 ※氏名は、納付義務者ご本人が署名してください。		

3 学校・市教委における食物アレルギーへの対応

(1) 食物アレルギー対応委員会の設置

①設置の趣旨・委員構成

学校はアレルギーに対する組織的な対応を行うことを目的として校長を責任者とし、関係者で組織する食物アレルギー対応委員会（以下、「委員会」）を各校で設置する。

委員会は、校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し、様々な対応を協議、決定する。また、校内危機管理体制を構築し、各関係機関との連携や具体的な対応訓練や校内外の研修を企画、実施、参加を促す。

【委員構成例と主たる役割例】

委員長	校長	対応の総括責任者
委 員	副校長・教頭	校長補佐、指示伝達、外部対応※校長不在時には代行
	教務主任	教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応
	養護教諭	実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止
	栄養教諭等	実態把握、給食献立におけるアレルギー情報の提供
	保健主事、給食主任	教務主任・養護教諭・栄養教諭等の補佐
	学級担任・学年主任	安全な給食運営、保護者連携、事故防止

※各委員は相互に緊密な情報交換並びに連携を図る。

※必要に応じて、委員会に市教委担当者、学校医、関係保護者、主治医等を加える。

②個別面談の実施

- ・面談の日程や参加者を決定する。
- ・「【様式4】食物アレルギー面談票・児童生徒個別支援プラン」を使用して面談を実施し、児童生徒個別支援プラン案を作成する。
- ・保護者に、市教委や学校の基本方針と対応内容について説明し、理解を得る。

③対応の決定と周知

- ・「【様式4】食物アレルギー面談票・児童生徒個別支援プラン」をまとめ、個々の給食対応の詳細を決定する。
- ・決定した児童生徒個別支援プランを全教職員間で共有できるよう周知する。
- ・保護者に決定内容を伝え、同意を得る。

④市教委への報告・決定通知の送付

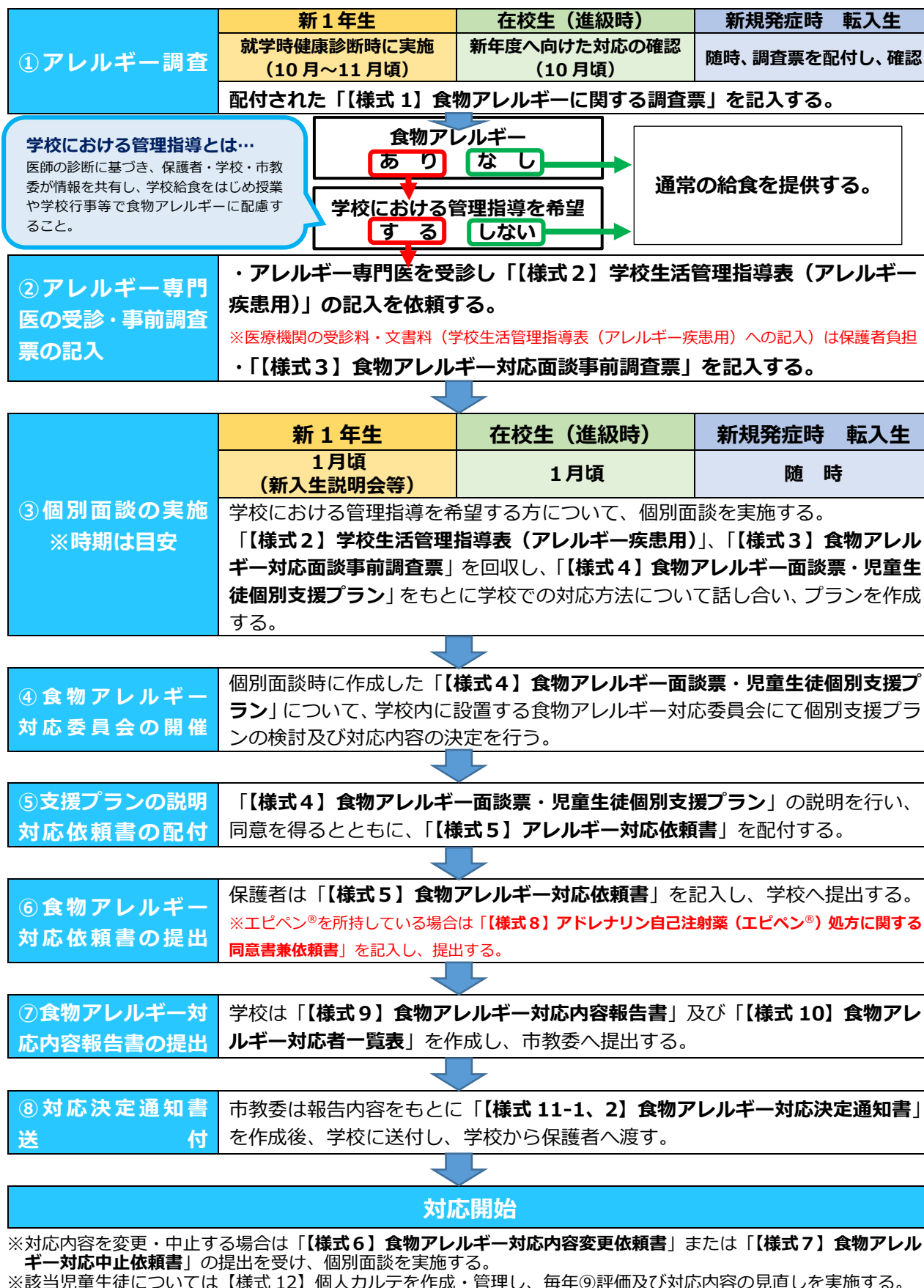
- ・委員会で決定した内容を、「【様式9】食物アレルギー対応内容報告書」で市教委へ報告するとともに、「【様式10】食物アレルギー対応者一覧表」を作成・更新し、共有する。
- ・市教委は「【様式11】食物アレルギー対応決定通知書」を学校と保護者に通知する。

⑤事故及びヒヤリハットの情報共有と改善策の検討

- ・事故を把握するためのシステムを構築する。
- ・事故原因の究明として、関係者の聞き取りを行う。原因が判明したら、危機管理体制に基づく的確な行動ができたかを検証し、防止策を協議・決定し、周知運用をする。
- ・事故が起きた際は「【様式13】食物アレルギーによるアナフィラキシー（疑い含む）報告 FAX」を作成し、市教委へ提出する。また、ヒヤリハット事例は「【様式14】食物アレルギー対応ヒヤリハット事例報告書」を作成し、市教委へ提出する。
- ・市教委は、「【様式15】食物アレルギー事故一覧表」を作成し、ヒヤリハット事例とともに各学校に情報共有を行い、事故防止に努める。

(2) 食物アレルギー症状がある児童生徒への対応の流れ

学校給食における食物アレルギー対応フロー



①アレルギー調査の実施 ⇒ ②アレルギー専門医の受診・事前調査票の記入

新1年生の食物アレルギー把握 10月～11月頃

1. 市教委は、就学時健康診断の受付時に保護者に「【様式1】食物アレルギーに関する調査票」を配付し、記入を依頼する。
2. 保護者は「【様式1】食物アレルギーに関する調査票」に記入し、受診前に提出する。
3. 市教委は、食物アレルギー疾患に対する配慮・管理を要し、学校における管理指導を希望する児童生徒の保護者に対し、「【様式2】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」及び「【様式3】食物アレルギー対応面談事前調査票」を配付し、医療機関に受診して「【様式2】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記載を依頼し、提出させる。

在校生の食物アレルギー把握 10月頃

1. 学校は、保護者に「【様式1】食物アレルギーに関する調査票」を配付し、学級担任まで提出するように依頼する。
2. 学校は、次年度も食物アレルギーの管理指導の継続を希望する保護者に、「【様式2】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」及び「【様式3】食物アレルギー対応面談事前調査票」を配付し、医療機関に受診して「【様式2】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記載を依頼し、提出させる。

※新7年生の対応について

新7年生は、小学校で調査を実施し、回収した調査票は進学先の中学校へ送付する。

新規発症時、転入生の食物アレルギー把握 随時

1. 学校は、対象保護者に「食物アレルギー対応マニュアル（概要版）」、「【様式1】食物アレルギーに関する調査票」を配付し、学級担任まで提出するように依頼する。
2. 学校は、「【様式1】食物アレルギーに関する調査票」を回収し、学校での食物アレルギー管理指導を希望する場合は、保護者に、「【様式2】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」及び「【様式3】食物アレルギー対応面談事前調査票」を配付し、医療機関を受診して「【様式2】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記載を依頼し、提出させる。

◇アレルギー専門医の受診について

学校給食におけるアレルギー対応は医師の診断に基づき決定される。

幼少期はアレルギー症状が出ても就学時には寛解していることもあり、適切な対応を実施するためにも特に就学時においてはアレルギー専門医を受診することで適切なアレルギー対応が可能となる。

◇「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」について

食物アレルギーは年齢とともに抗体を獲得することがあるため、最新の情報により対応する必要がある。したがって、原則「【様式2】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は毎年提出を求める。アレルギー専門医を受診する時期としては11月頃の受診が望ましい。

③個別面談の実施 12月～1月頃

学校は、「【様式2】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」及び「【様式3】食物アレルギー対応面談事前調査票」を回収し、面談による聞き取り内容及びアレルギー症状や学校及び調理場の施設状況（人員や設備等）等から総合的に判断し、「【様式4】食物アレルギー面談票・児童生徒個別支援プラン」を作成する。

○個別面談における確認事項（【様式4】食物アレルギー面談票・児童生徒個別支援プランに沿って確認）

- ☐ 食物アレルギーを起こす原因食品・当該食品等に対する家庭での対応状況
- ☐ 症状（病型、アレルギー症状の内容、アナフィラキシーの有無、運動誘発か）
- ☐ 給食での対応
 - ☐ 対応内容（詳細な献立対応・一部弁当対応・完全弁当対応）
 - ☐ 弁当持参の有無（有の場合は弁当対応の場合の確認事項について説明）
 - ☐ 給食当番への配慮は必要か
- ☐ その他給食での留意点はあるか
 - ☐ 白衣及び給食帽子の共有の可否
 - ☐ 給食後の食器の片づけに留意が必要か
 - ☐ 昼休みの過ごし方（運動誘発性アナフィラキシーを持つ児童生徒は特に注意）
- ☐ 学校生活上の留意点
 - ☐ 調理実習等食物を扱う活動や授業の留意点はあるか
 - ☐ 体育、運動会、部活動などでの留意点はあるか
 - ☐ 遠足などの校外学習や宿泊学習、修学旅行での留意点はあるか
 - ☐ 清掃当番・飼育当番・児童クラブ等の留意点はあるか
- ☐ 薬（エピペン[®]など）の処方状況、持参薬の有無、保管方法
- ☐ 緊急時の具体的な対応
- ☐ 主治医や保護者等の緊急連絡先
- ☐ 学級内の児童生徒並びに保護者へ情報提供をすることへの同意

○個別面談の対応者

対 象	新 1 年 生	在 校 生（進級時）	新規発症時 転入生
時 期	1月頃 (新入生説明会等)	1月頃	随 時
対応者 ◎は必須	◎管理職 ◎養護教諭 ◎栄養教諭等 ◎市教委担当 (その他) ・保健主事 ・給食主任 ・学年担当職員 など	◎管理職 ◎養護教諭 ◎栄養教諭等 (その他) ・保健主事 ・給食主任 ・学年担当職員 など	◎管理職 ◎養護教諭 ◎栄養教諭等 ◎市教委担当 (その他) ・保健主事 ・給食主任 ・学年担当職員 など

④食物アレルギー対応委員会の開催 個別面談実施後

学校における対応案を決定するために、校長、副校長、教頭、保健主事、養護教諭、給食主任、栄養教諭等、学級担任等で構成した食物アレルギー対応委員会を設置し、「【様式4】食物アレルギー面談票・児童生徒個別支援プラン」について協議のうえ、実際の対応案を決定する。

⑤児童生徒個別支援プランの説明・対応依頼書の配付 2月上旬頃

学校は、決定した「【様式4】食物アレルギー面談票・児童生徒個別支援プラン」について保護者に説明し、同意を得て、署名してもらう。

併せて、「【様式5】食物アレルギー対応依頼書」を配付し、記入を依頼する。

◇対応内容が変更となる、または対応を中止する場合

学校は、管理指導の内容が変更となる保護者には「【様式6】食物アレルギー対応内容変更依頼書」を配付し、「【様式2】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」と併せて提出するよう依頼する。また、中止する場合は「【様式7】食物アレルギー対応中止依頼書」を配付し、提出するよう依頼する。

⑥食物アレルギー対応依頼書（対応内容変更依頼書又は中止依頼書）の提出 2月中旬

保護者は、配付された「【様式5】食物アレルギー対応依頼書」（または「【様式6】食物アレルギー対応内容変更依頼書」、「【様式7】食物アレルギー対応中止依頼書」）に記入し、学校へ提出する。

⑦食物アレルギー対応内容報告書の提出 2月下旬～3月上旬

学校は、保護者から提出された「【様式5】食物アレルギー対応依頼書」の内容に基づき「【様式9】食物アレルギー対応内容報告書」及び「【様式10】食物アレルギー対応者一覧表」を作成し、市教委へ提出する。

⑧対応決定通知書の送付 3月中旬

市教委は、学校から提出された「【様式9】食物アレルギー対応内容報告書」の内容を確認し、「【様式11-1、2】食物アレルギー対応決定通知書」（【様式11-1】は学校宛、【様式11-2】は保護者宛の文書）を作成し、ともに学校に送付する。

また、「【様式10】食物アレルギー対応者一覧表」に基づき、市教委の一覧表を更新する。

⑨評価及び対応内容の見直し 随時

養護教諭及び学級担任は、「【様式12】個人カルテ」を作成し、次年度へ引き継ぐ。

また、1年間の対応について校内食物アレルギー対応委員会で協議し、次年度の対応へ活かす。

ヒヤリハット事例があった場合は「【様式14】食物アレルギー対応ヒヤリハット事例報告書」を作成し、市教委へ報告する。

(3) 学校（教職員）の役割

① 管理職（学校長等）の役割

教職員への指導等

- ・学校長は、職員がアレルギー症状や対応に共通理解が図れるよう指導する。

保護者への対応

- ・保護者と面談した際、学校としての基本的な考え方等を説明する。

食物アレルギー対応委員会の開催

- ・食物アレルギー対応委員会を組織し、校内の対応方針を決定する。

弁当対応をする場合の管理方法の決定及び管理

- ・弁当持参による対応を実施する児童生徒がいる場合、弁当の保管場所、管理方法を決定し、全教職員が漏れなく対応ができるように周知を行うとともに受け渡し等の管理を行う。

緊急体制の整備

- ・学校内でアレルギー症状が発症した場合の対応や通報体制を整備する。

普通救命講習の受講

- ・教職員に対し、救急車が到着するまでの間、適切な応急手当ができるよう消防本部が行っている普通救命講習を受講させるよう努める。

② 担任の役割

保護者への対応

- ・保護者の申し出や各調査等により食物アレルギーを有する児童生徒の実態等を把握する。

食物アレルギーに対する児童生徒への指導

- ・児童生徒に対して、当該児童生徒を正しく理解できるように指導を行い、偏見や冷やかし等が生じないよう配慮する。
- ・児童生徒が誤食に気づいたときや食後体調の変化を感じたときは、すぐに申し出るように指導する。
- ・食物アレルギーをもつ児童生徒が安全で楽しい給食の時間を送ることができるように配慮する。

学校給食に関する留意点

- ・担任している児童生徒のアレルギー対応レベル及び内容（原因食物や弁当持参の有無など）を把握し、毎日の献立と使用食品を確認する。
- ・配膳時の誤配がないか、対象児童生徒が原因食物を除去したか確認を行い、誤食がないように注意する。
- ・食物アレルギーをもつ児童生徒が給食当番を行う際には注意を払う。

③ 養護教諭（アレルギー担当者）の役割

アレルギー疾患の児童生徒、保護者への対応（個別面談の実施）

- ・面談日の調整を行い、「【様式 4】食物アレルギー面談票・児童生徒個別支援プラン」を作成する。
- ・通知等の手続きを行う。

教職員への指導

- ・該当者の把握、共通理解を図る。
- ・食物アレルギーについての正しい知識を教職員に周知し、常に担任、栄養教諭等、他の校内職員との連携を図る。
- ・面談内容等、保護者からの情報を教職員に伝える。

④ 栄養教諭等の役割

学校給食の除去等が必要な児童生徒の保護者への対応

- ・食物アレルギーについての正しい知識を持つ。
- ・担任、養護教諭等とともに、保護者と対応について定期的に確認する。
- ・給食献立の情報（詳細な献立表、原材料配合表、食物アレルギー対応表）を保護者へ提供する。

教職員への対応

- ・学校給食で対応できる内容を関係職員と十分調整する。
- ・給食時の注意点や給食を通じた食物アレルギーに対する食事全般の指導等を教職員へ伝える。

個別指導への取り組み

- ・必要に応じて保護者等と面談を行い、日頃から電話や連絡ノート等を利用して課題や状況を確認する。

（４）市教委の役割

○学校における「食物アレルギー対応に関する委員会」の設置及び基本方針の策定

○主治医及び消防機関との連携体制

→「【様式 8】アドレナリン自己注射薬（エピペン®）処方に関する同意書兼依頼書」により各学校から報告があったエピペン®所有者についてかすみがうら市消防本部と情報共有する。

○研修会の実施及び研修機会の確保

○食物アレルギー対応充実のための環境整備及び支援

→調理上の施設整備・調理機器等充実を図り、対応を行う学校と密に連携し、安心・安全な給食を提供する。

○事故及びヒヤリハット事例の情報収集とフィードバック

4 緊急時の対応

(1) 日常から行っておくこと

校内で設置する「食物アレルギー対応委員会」にて下記について協議・共有を行う。

①対象児童生徒の把握及び共有（特にエピペン[®]所有者の把握）

教職員間（特に学年担当間）で対象児童の情報共有を徹底する。

エピペン[®]所有者については保管場所等の把握を行う。

②緊急時の役割分担の整理

緊急時に発見者及び周辺の教員が何をするか具体的に決めておく。

教職員	主な役割	
管理職	・現場に到着次第リーダーとなる ・それぞれの役割の確認および指示 ・救急車要請	・エピペン [®] の使用または介助 ・心肺蘇生や AED の使用
発見者 「観察」	・対象児童生徒から離れず観察 ・助けを呼び、人を集める ・教職員 A、B に「連絡」、「準備」を依頼	・管理職が到着するまでリーダー代行となる ・エピペン [®] の使用または介助 ・心肺蘇生や AED の使用
教職員 A 「準備」	・エピペン [®] の準備 ・A E D の準備 ・内服薬の準備	・エピペン [®] の使用または介助 ・心肺蘇生や A E D の使用
教職員 B 「連絡」	・救急車を要請する（119 番通報） ・管理職を呼ぶ	・保護者への連絡 ・さらに人を集める（校内放送）
教職員 C 「記録」	・観察を開始した時刻を記録 ・エピペン [®] を使用した時刻を記録	・内服薬を飲んだ時刻を記録 ・5 分ごとに症状を記録
教職員 D～F 「その他」	・傷病者が他の児童生徒から見えないようシートなどで目隠しをする ・他の児童生徒への対応 ・救急車の誘導	・エピペン [®] の使用または介助 ・心肺蘇生や AED の使用 ・救急車の誘導

③緊急時の連絡先及び医療機関の把握

保護者及び医療機関の連絡先、主治医がいる医療機関や緊急搬送できる医療機関を把握しておく。

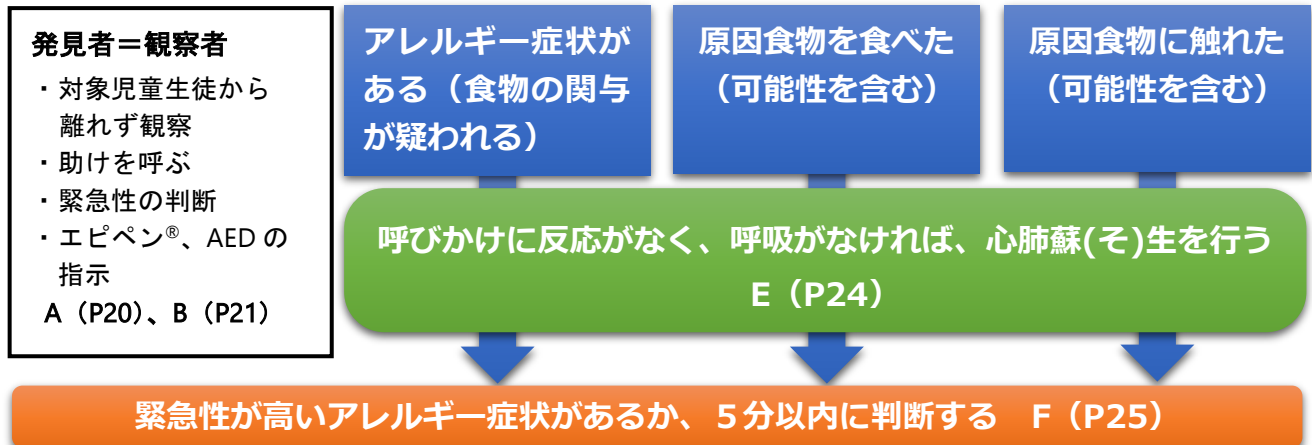
④食物アレルギーに関する教職員の研修を実施

学校長は、食物アレルギーを有する児童生徒が在籍する場合には、すべての教職員が適切に対応できるよう、必要に応じて主治医または学校医などに依頼し、食物アレルギーの発症及び重症化防止の対策など緊急時の対応やエピペン[®]の使用について研修会を実施し、共通理解を図る。

(2) 食物アレルギー緊急時対応マニュアル

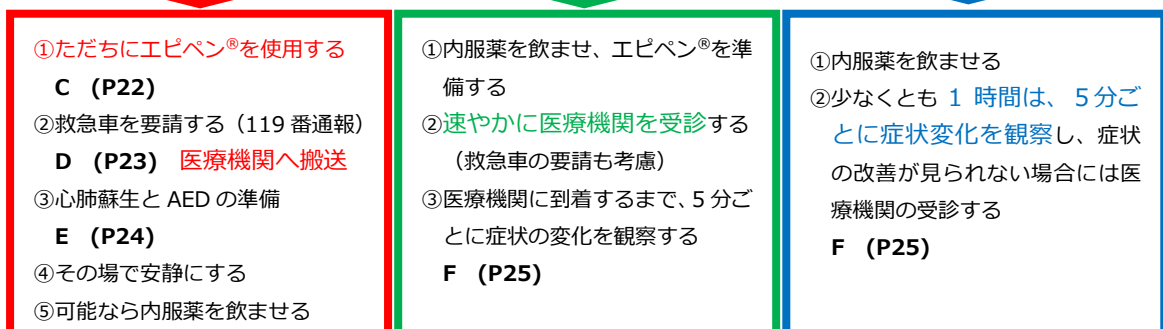
＜食物アレルギーの対応手順＞

A ～ F は P20～P25 を参照する



＜緊急性の高いアレルギー症状＞

全身の症状	☐ ぐったり ☐ 意識もうろう ☐ 尿や便をもらす ☐ 脈が触れにくい・不規則 ☐ 唇や爪が青白い		
呼吸器の症状	☐ のどや胸が締め付けられる ☐ 声がかすれる ☐ 犬が吠えるような咳 ☐ 息がしにくい ☐ 持続する強い咳き込み ☐ ゼーゼーする呼吸	☐ 数回の軽い咳	
消化器の症状	☐ 持続する強い（がまんできない）お腹の痛み ☐ 繰り返し吐き続ける	☐ 中程度のおなかの痛み ☐ 1～2回のおう吐 ☐ 1～2回の下痢	☐ 軽い（がまんできる）おなかの痛み ☐ 吐き気
目・口・鼻・顔面の症状		☐ 顔全体の腫れ ☐ まぶたの腫れ	☐ 目のかゆみ・充血 ☐ 口の中の違和感・唇の腫れ ☐ くしゃみ・鼻づまり・鼻水
皮膚の症状		☐ 強いかゆみ ☐ 全身に広がる蕁麻疹 ☐ 全身が真っ赤	☐ 軽度のかゆみ ☐ 数個の蕁麻疹・部分的なかゆみ



A

学校内での役割分担

◆ 各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う

管理・監督者（園長・校長など）

- ☐ 現場に到着次第、リーダーとなる
- ☐ それぞれの役割の確認および指示
- ☐ エピペン®の使用または介助
- ☐ 心肺蘇生や AED の使用

← 状況把握・指示

発見者「観察」

- ☐ 対象児童生徒から離れず観察
- ☐ 助けを呼び、人を集める（大声または、他の児童生徒に呼びに行かせる）
- ☐ 教員・職員 A、B に「準備」「連絡」を依頼
- ☐ 管理者が到着するまでリーダー代行となる
- ☐ エピペン®の使用または介助
- ☐ 薬の内服介助
- ☐ 心肺蘇生や AED の使用

教員・職員 A「準備」

- ☐ 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を持ってくる
- ☐ エピペン®の準備
- ☐ AED の準備
- ☐ 内服薬の準備
- ☐ エピペン®の使用または介助
- ☐ 心肺蘇生や AED の使用

教員・職員 B「連絡」

- ☐ 救急車を要請する（119 番通報）
- ☐ 管理者を呼ぶ
- ☐ 保護者への連絡
- ☐ さらに人を集める（校内放送等）

教員・職員 C「記録」

- ☐ 観察を開始した時刻を記録
- ☐ エピペン®を使用した時刻を記録
- ☐ 内服薬を飲んだ時刻を記録
- ☐ 5 分ごとに症状を記録

教員・職員 D～F「その他」

- ☐ 他の児童生徒への対応
- ☐ 救急車の誘導
- ☐ エピペン®の使用または介助
- ☐ 心肺蘇生や AED の使用

B

緊急性の判断と対応

◆アレルギー症状があったら **5分以内に判断する！**

◆迷ったらエピペン[®]を打つ！ただちに 119 番通報をする！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- ☐ 持続する強い（がまんできない）おなかの痛み
- ☐ 繰り返し吐き続ける

1 つでも当てはまる場合

ない場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

- ①ただちにエピペン[®]を使用する
- ②救急車を要請する（119 番通報）
- ③その場で安静にする（下記の体位を参照）
※立たせたり、歩かせたりしない
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる



内服薬を飲ませる

保健室または、安静にできる場所へ移動する

5 分ごとに症状を確認し、症状チェックシートに従い判断し、対応する緊急性の高いある義症状の出現には特に注意する F（P24）

◆エピペン[®]を使用し、10～15 分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン[®]を使用する。（2 本以上ある場合）

◆反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う



<安静を保つ体位>

ぐったり・意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため
仰向けで足を 15～30 cm 高くする

吐き気・おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため
体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けにできない場合



呼吸を楽にするため
上半身を起こし、後ろによりかからせる

C

エピペン[®]の使い方

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

①ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け、
エピペン[®]を取り出す

②しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け、利き手で持つ
“グー”で握る！

③安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン[®]の先端（オレンジ色の部分）を軽くあてて、“カチッ”と音がするまで強く押しあてそのまま5つ数える

**注射した後すぐに抜かない！
押し付けたまま5つ数える！**

⑤確認する



使用前 使用後

エピペン[®]を太ももから離し、オレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

⑥マッサージする



打った部位を 10 秒間、
マッサージする

介助者がいる場合

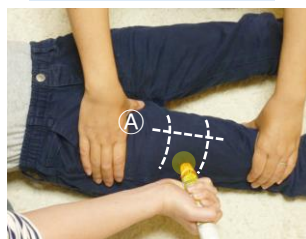


介助者は、対象児童生徒の太ももの付け根と膝をしっかり押さえ、動かないように固定する

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの外側の筋肉に注射する（真ん中（A）よりも外側で、かつ太ももの付け根と膝の間の部分）

あおむけの場合



座位の場合



○投与部位に何も無いことを確認する

投与部位に重なってしまうポケットの中を確認しましょう

○投与する前には必ず対象児童生徒に声をかける

○エピペン[®]は振り下ろさない

振り下ろしている瞬間に対象児童生徒が動いてしまい正しく打てない恐れがあるので、軽く押しあてた状態から、押し付けましょう

投与した薬剤が速やかに吸収されはやく効果が現れるようにするために、投与部位をもみます。

D

緊急要請（119 番通報）のポイント

◆あわてず ゆっくり 正確に 情報を伝える

119 番をダイヤルする（携帯電話の場合は、携帯電話からかけていることを告げる）

①救急であることを伝える

救急です！！



火事ですか？
救急ですか？

②救急車に来てほしい場所を伝える

※いばらき消防指令センター（水戸）へつながるので「かすみがうら市」であることをしっかり伝える



住 所

学校名

電 話

要援護者登録番号

※ あらかじめ必要事項を記載しておくとうい

③「いつ・だれが・どうして・現在どうなのか」を分かる範囲で伝える

エピペン[®]の処方や使用の有無を伝える



○年の男子生徒が給食を食べたあと、呼吸が苦しいと言っています。

持病や主治医等について尋ねられることもあるので、わかるようにしておくとうい。

④通報している職員の氏名と連絡先を伝える

電話番号は、119 番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

私の名前は、○○○○です。
電話番号は××××××××です。

※救急車を誘導する職員を校門へ向かわせる

E

心肺蘇生と AED の手順

- ◆ **強く、早く、絶え間ない胸骨圧迫を！** 複数の職員で協力して実施する。
- ◆ 救急隊に引き継ぐまで、または対象児童生徒にふだん通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける。
- ◆ エピペン[®]の到着を待たずに開始する。

① 反応の確認



肩をたたいて大声で呼びかける



乳幼児の場合

足の裏をたたいて呼びかける

反応が
ある

その場で安静にする

緊急性が高いアレルギー症状が出現したら、出来だけ安静にします。症状の観察を続ける、救急隊の到着を待つときの患児の体位も重要なポイントです。症状に合わせて「**安静を保つ体位**」を取らせましょう (B P20)
到着次第、ただちにエピペン[®]を使用します。

反応がない

② 通報



救急車要請 (119 番通報) と AED・エピペン[®] (携帯している児童生徒の場合) を手配する

③ 呼吸の確認



10 秒以内に胸とお腹の動きを観察して、普段通りの呼吸をしているか確認する

普段通りの呼吸をしていない

④ 心肺蘇生を開始

必ず胸骨圧迫！可能なら人工呼吸！

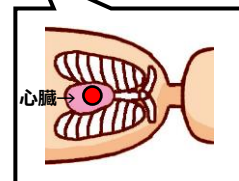
30 : 2



ただちに胸骨圧迫を開始する
準備ができ次第可能なら人工呼吸を行う
AEDがあれば装着し、そのメッセージに従う

【胸骨圧迫のポイント】

- ◎ 強く (胸の厚さの約 1/3)
- ◎ 早く (100~120 回/分)
- ◎ 絶え間なく (中断は 10 秒以内とする)
- ◎ 圧迫する位置は「**胸の真ん中**」
胸骨圧迫助時には完全に胸を元の位置に戻すため、圧迫と圧迫の間に胸壁に力がかからないようにする



【人工呼吸のポイント】

- 息を吹き込む際
- ◎ 約 1 秒かけて
- ◎ 胸の上がりが見える程度

【AED 装着のポイント】

- ◎ 電極パッドを貼り付けるときも、できるだけ胸骨圧迫を継続する
- ◎ 電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等で拭き取る
- ◎ 6 歳くらいまでは小児用電極パッドを貼る。なければ成人用電極パッドで代用する。



【心電図解析のポイント】

- ◎ 心電図解析中は、対象児童生徒に触れないように周囲に声をかける



【電気ショックのポイント】

- ◎ 誰も対象児童生徒に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す



F

症状チェックシート

◆ 症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する

◆ の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン[®]を使用する

(内服薬を飲んだ後にエピペン[®]を使用しても問題ない)

対象児童生徒名

観察を開始した時刻 (時 分) 内服した時刻 (時 分) エピペン[®]を使用した時刻 (時 分)

《緊急性の高いアレルギー症状》

全身 の 症状	☐ ぐったり ☐ 意識もうろう ☐ 尿や便をもらす ☐ 脈が触れにくい・不規則 ☐ 唇や爪が青白い		
呼吸器 の 症状	☐ のどや胸が締め付けられる ☐ 声がかすれる ☐ 犬が吠えるような咳 ☐ 息がしにくい ☐ 持続する強い咳き込み ☐ ゼーゼーする呼吸	☐ 数回の軽い咳	
消化器 の 症状	☐ 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み ☐ 繰り返し吐き続ける	☐ 中程度のおなかの痛み ☐ 1～2回のおう吐 ☐ 1～2回の下痢	☐ 軽い(がまんできる)お腹の痛み ☐ 吐き気
目・口 鼻・顔面 の症状		☐ 顔全体の腫れ ☐ まぶたの腫れ	☐ 目のかゆみ・充血 ☐ 口の中の違和感・唇の腫れ ☐ くしゃみ・鼻づまり・鼻水
皮膚 の 症状	B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応 参照	☐ 強いかゆみ ☐ 全身に広がる蕁麻疹全身が真っ赤	☐ 軽度のかゆみ ☐ 数個の蕁麻疹・部分的なかゆみ

①ただちにエピペン[®]を使用する

C エピペン[®]の使い方

②救急車を要請する (119 番通報)

D 緊急要請のポイント

③心肺蘇生と AED の準備

E 心肺蘇生と AED の手順

④その場で安静を保つ

⑤可能なら内服薬を飲ませる

**ただちに救急車で
医療機関へ搬送**

①内服薬を飲ませ、エピペン[®]を準備する

②**速やかに医療機関を受診する**
(救急車の要請も考慮)

③医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、 の症状が1つでもあてはまる場合はエピペン[®]を使用する

**速やかに
医療機関を受診**

①内服薬を飲ませる

②少なくとも 1 時間は、5分ごとに**症状変化を観察**し、症状の改善が見られない場合には医療機関の受診する

**安静にし、
注意深く経過観察**

給食以外のアレルギー対応について

ごく少量の原因物質に触れるだけでアレルギー症状を起こす児童生徒には、個々に応じた配慮が必要です。医師の指示を参考に、保護者と十分な協議を行い、個別の対応を取ることが求められます。

○食物・食材を扱う授業・活動

牛乳パックのリサイクルや小麦粘土を使用した図工など、教材が事故原因につながる場合には、原因教材の除去や活動内容見直しも視野に入れる。

教材教具等の留意事項

アレルゲン	配慮すべき教材・教具・学習活動など
小麦	小麦粘土、うどん作り、パン作りなど
落花生 (ピーナッツ)	落花生(ピーナッツ)の栽培・試食、豆まき集会など
そば	そば打ち体験、そば粉を使ったお菓子作りなど
大豆	みそ作り、豆まき集会など
乳	アイスクリーム作り、給食中・給食後の摂食、牛乳パックのリサイクル活動など

○運動(体育・部活動等)

アナフィラキシーの既往歴のある児童生徒について、運動がリスクとなるか把握する。食物依存性アナフィラキシーを予防するため、給食喫食後2時間以内の体育や部活動での激しい運動は控える。

○遠足・校外学習

旅行業者や保護者からの情報をもとに、どの場面でどのような対応・配慮を行うかを確認しておく。

弁当や菓子類の児童生徒同士のやり取り等に注意し、おやつや飲み物、自由行動での食事内容にも注意する。(かすみがうら市では校外学習等の際におやつ交換、弁当のおかず交換はしないこととしている。)

○宿泊を伴う学習

宿泊学習においては、事前に宿泊先と連絡をとり、症状に応じた最大限の配慮をお願いする。保護者、宿泊先などを交えて十分に情報を交換し、どのような対応が必要で、どこまで対応可能なのかを事前に確認する。

【確認事項】

- ①宿泊先で提供される食事内容と対応食の有無
- ②おやつの内容や児童生徒同士の交換による事故の防止
- ③現地で緊急時に対応できる医療機関

様式集

No	様式名
様式 1	食物アレルギーに関する調査票
様式 2	学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
様式 3	食物アレルギー対応面談事前調査票
様式 4	食物アレルギー対応面談票・個別支援プラン
様式 5	食物アレルギー対応依頼書
様式 6	食物アレルギー対応内容変更依頼書
様式 7	食物アレルギー対応中止依頼書
様式 8	アドレナリン自己注射薬（エピペン [®] ）処方に関する同意書兼依頼書
様式 9	食物アレルギー対応内容報告書
様式 10	食物アレルギー対応者一覧表
様式 11-1	食物アレルギー対応決定通知書
様式 11-2	
様式 12	個人カルテ
様式 13	食物アレルギーによるアナフィキシー（疑い含む）報告 FAX
様式 14	食物アレルギー対応ヒヤリハット事例報告書
様式 15	食物アレルギー事故一覧表

その他関係様式

例規	様式名
かすみがうら市立学校給食費徴収規則	様式 3 号（第 7 条関係） 学校給食（辞退・再開）届

学校における食物アレルギー対応の流れ

調 査

全学年、前年度の10月頃に食物アレルギーの調査をします。
(新1年生は、就学時健康診断時に調査票を提出します。)
【1 食物アレルギーの有無について】の項目は全員お答えください。
※給食時の対応が必要ないお子様は、ここで終了です。

問 診

【1】で食物アレルギーが「ある」というお子様は、【2 食物アレルギーの内容について】【3 学校での給食について】の項目にもお答えいただきます。お子様のアレルギーの状態について、大変重要な情報になりますので、正確に記入するようにお願いします。

給食対応の
希望調査

【3 学校での給食について】の質問1において、②～④の対応を希望する場合、毎年、医師の診断の上、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」等の提出が必要となります。
※ アレルギー管理指導は、健康上、学校における特別な管理指導が必要な方について、主治医からの指示内容等の情報を、保護者・学校等で共有し、お子様のアレルギーに配慮するものです。提出していただく「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」は、診断書同様に文書料がかかります。

面 談

②～④の対応を希望する場合は個別面談を実施します。

食物アレルギー対応委員会における検討

学校における食物アレルギー対応委員会は、学校長を責任者とし、教頭、教務主任、養護教諭、栄養教諭等、保健主事、給食主任、関係学級担任、学年主任等によって構成されています。食物アレルギー対応委員会では、校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し、様々な対応を協議・決定します。

給食対応
開始

食物アレルギー対応委員会において検討した結果、個別支援プランを作成し、保護者様に説明いたします。ご納得いただきましたら、食物アレルギー対応依頼書を学校に提出してください。それを基に対応を開始します。個別支援プランは随時見直しを行います。食物アレルギーが改善したなど、何かありましたら、学級担任を通していつでもご相談ください。

秘

食物アレルギーに関する調査票

ふりがな	
氏名	

学 校 名	学年・組	番号
学校	第1学年 組	
	第2学年 組	
	第3学年 組	
	第4学年 組	
	第5学年 組	
学校	第6学年 組	
	第7学年 組	
	第8学年 組	
	第9学年 組	

※市外の学校に転校する場合は調査票を返却します。

かすみがうら市教育委員会

様式 1

食物アレルギーに関する調査票

ふりがな		生年月日	年	月	日
氏名					

1 食物アレルギーの有無について

[illegible]

※「ない」と答えた方は、これで終了です。「ある」と答えた方は、以下の質問にもお答えください。

2 食物アレルギーの内容について

[illegible]

3 学校での給食について

[illegible]

【表】学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

様式2

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 組 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

		病型・治療	学校生活上の留意点	緊急時連絡先	
アナフィラキシー (あり・なし)	食物アレルギー (あり・なし)	A 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー B アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1. 食物 (原因) _____) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー _____) 3. 運動誘発アナフィラキシー _____) 4. 昆虫 (_____) 5. 医薬品 (_____) 6. その他 (_____) C 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 《 _____ 》 【除去根拠】 該当するものを《 》内に記載 2. 牛乳・乳製品 《 _____ 》 ① 明らかな症状の既往 ② 食物経口負荷試験陽性 3. 小麦 《 _____ 》 ③ IgE抗体等検査結果陽性 ④ 未摂取 4. ソバ 《 _____ 》 () に具体的な食品名を記載 5. ピーナッツ 《 _____ 》 _____) 6. 甲殻類 《 _____ 》 (すべて・エビ・カニ) _____) 7. 木の実類 《 _____ 》 (すべて・クルミ・カシュー・アーモンド) _____) 8. 果物類 《 _____ 》 (_____) 9. 魚類 《 _____ 》 (_____) 10. 肉類 《 _____ 》 (_____) 11. その他1 《 _____ 》 (_____) 12. その他2 《 _____ 》 (_____) D 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) _____) 2. アドレナリン自己注射薬(「エピペン [®] 」) _____) 3. その他 (_____)	A 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 B 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 D 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 鶏卵 : 卵殻カルシウム 牛乳 : 乳糖・乳清焼成カルシウム 小麦 : 醤油・酢・味噌 大豆 : 大豆油・醤油・味噌 ゴマ : ゴマ油 魚類 : かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類 : エキス F その他の配慮・管理事項(自由記述)	★保護者 電話: _____ ★連絡医療機関 医療機関名: _____ 電話: _____ 記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ ⑩ 医療機関名 _____	
		病型・治療 A 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 B-1 長期管理薬(吸入) _____ 薬剤名 _____ 投与量/日 _____ 1. ステロイド吸入薬 (_____) (_____) 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 (_____) (_____) 3. その他 (_____) (_____) B-2 長期管理薬(内服) _____ 薬剤名 _____ 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 (_____) 2. その他 (_____) B-3 長期管理薬(注射) _____ 薬剤名 _____ 1. 生物学的製剤 (_____) C 発作時の対応 _____ 薬剤名 _____ 投与量/日 _____ 1. ベータ刺激薬吸入 (_____) (_____) 2. ベータ刺激薬内服 (_____) (_____)	学校生活上の留意点 A 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項(自由記述)		★保護者 電話: _____ ★連絡医療機関 医療機関名: _____ 電話: _____ 記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ ⑩ 医療機関名 _____

【裏】学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 組 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

アトピー性皮膚炎 (あり・なし)	病型・治療		学校生活上の留意点		記載日
	A 重症度のめやす(厚生労働科学研究班) 1. 軽症:面積に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 *軽度の皮疹:軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 *強い炎症を伴う皮疹:紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変		A プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 管理必要		年 月 日
	B-1 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 (「プロトピック®」) 3. 保湿剤 4. その他 ()		B-2 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 []	B 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要	医師名 ⑩
	B-3 常用する注射薬 1. 生物学的製剤		C 発汗後 1. 管理不要 2. 管理必要		医療機関名
		D その他の配慮・管理事項(自由記述)			
アレルギー性結膜炎 (あり・なし)	病型・治療		学校生活上の留意点		記載日
	A 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎(花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 ()		A プール指導 1. 管理不要 2. 管理必要		年 月 日
	B 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 ()		B 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要		医師名 ⑩
			C その他の配慮・管理事項(自由記載)		医療機関名
アレルギー性鼻炎 (あり・なし)	病型・治療		学校生活上の留意点		記載日
	A 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 主な症状の時期: 春、夏、秋、冬		A 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要		年 月 日
	B 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬(内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法(ダニ・スギ) 4. その他 ()		B その他の配慮・管理事項(自由記載)		医師名 ⑩
					医療機関名

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 _____

食物アレルギー対応面談事前調査票

記入日： 年 月 日

1 住所・氏名

(ふりがな) 児童生徒氏名		男 女	生年 月 日	平成 令和	年	月	日
保護者氏名		電話番号		自宅： 携帯：			
住所							

2 緊急時連絡先

優先 順位	氏名	続 柄	電話番号	連絡先 自宅・携帯・職場
1				自宅・携帯・職場
2				自宅・携帯・職場
3				自宅・携帯・職場

3 医療機関連絡先

通院している 医療機関			
診療科・主治医		電話番号	
緊急時搬送できる 医療機関			
診療科・主治医		電話番号	

4 食物アレルギーを起こす原因食品等について

食品	アレルギーを起こす量	加熱の有無	家庭での対応状況
	☐ 加工食品・調味料等に含まれる微量も不可 ☐ 少量でも不可 ☐ その他（ ）	☐ 加熱後も不可 ☐ 加熱すれば可 ☐ その他（ ）	
	☐ 加工食品・調味料等に含まれる微量も不可 ☐ 少量でも不可 ☐ その他（ ）	☐ 加熱後も不可 ☐ 加熱すれば可 ☐ その他（ ）	
	☐ 加工食品・調味料等に含まれる微量も不可 ☐ 少量でも不可 ☐ その他（ ）	☐ 加熱後も不可 ☐ 加熱すれば可 ☐ その他（ ）	

③給食当番の配慮 ☐不要 ☐必要 ()

7. その他給食での留意点（*白衣などの共用の可否、食器の片づけに留意が必要か、昼休みの過ごし方など）

具体的な配慮と対応

8. 調理実習等食物を扱う活動や授業の留意点（*器具は調理室のものでよいか、食品にも触れない方がよいか）

具体的な配慮と対応

9. 体育、運動会、部活動などでの留意点

具体的な配慮と対応

10. 遠足などの校外学習や宿泊学習、修学旅行での留意点（*おやつ交換やそば殻まくら、持参薬について）

具体的な配慮と対応

※かすみがうら市では校外学習等の際におやつ交換、弁当のおかず交換はしないこととしています。

11. その他生活上での留意点（*清掃当番、飼育当番、児童クラブ等、その他）

具体的な配慮と対応

*児童クラブでおやつ等が出る場合は、食物アレルギー対応が必要である旨を保護者から児童クラブ職員に伝えてもらう。 ☐確認済み

12. 現在処方されている薬の有無

☐ なし ☐ あり	処方薬		処方のタイミング	
	アドレナリン自己注射薬（エピペン®）	☐ 無	☐ 有	

「【様式8】アドレナリン自己注射薬（エピペン®）処方に関する同意書兼依頼書」の提出の確認 ☐済 ☐未

13. 学校への持参薬の有無 ☐無 ☐有

保管場所		保管方法	
------	--	------	--

14. 症状別応急手当、緊急時の具体的な対応

--

15. 緊急連絡先

(1)通院している医療機関		➡	☎	
主治医名		ID（診察券）番号		

(2)緊急時に搬送できる医療機関		➡	☎	
------------------	--	---	---	--

(3)緊急連絡先 ①		➡	☎	
------------	--	---	---	--

緊急連絡先 ②		➡	☎	
---------	--	---	---	--

緊急連絡先 ③		➡	☎	
---------	--	---	---	--

*医療機関までの所要時間（自宅から 分）（勤務先から 分）

内容を確認し、支援プランに同意します。	令和 年 月 日 保護者氏名：
---------------------	-----------------

*支援プランの同意を得た後、保護者が「【様式5】食物アレルギー対応依頼書」を作成し、学校へ提出する。 ☐確認済み

様式 5

年 月 日

かすみがうら市立

学校長 様

保護者 住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____

食物アレルギー対応依頼書

医師の診断により、食物アレルギーによる学校給食での対応が必要であることから、下記のとおり依頼します。

記

学年・組	年	組	ふりがな 児童生徒名	
希望する対応内容 (該当する項目を○で囲む)			1 詳細な献立表による対応・一部弁当対応 2 完全弁当対応 3 牛乳等飲料全てを停止	
食物アレルギー原因食材				
主な症状				
添付書類			☐ 学校生活管理指導表 ☐ 学校給食(辞退・再開)届 ※上記2又は3に該当する場合	

【 新規 ・ 継続 】

受領者署名 学校名: _____

学校長名: _____

日 付: _____年____月____日

年 月 日

かすみがうら市立

学校長 様

保護者 住所 _____
 氏名 _____
 電話番号 _____

食物アレルギー対応内容変更依頼書

医師の診断により、食物アレルギーによる学校給食での対応について、下記のとおり内容の変更を依頼します。

記

学年・組	年	組	ふりがな 児童生徒名	
現在の対応内容 (該当する項目を○で囲む)			1 詳細な献立表による対応・一部弁当対応 2 完全弁当対応 3 牛乳等飲料全てを停止	
変更内容 (該当する項目を○で囲む)			1 詳細な献立表による対応・一部弁当対応 2 完全弁当対応 3 牛乳等飲料全てを停止 4 対応食材の変更 (※)	
※対応食材の変更内容 (4 の場合のみ記載)				
備考				
添付書類			☐ 学校生活管理指導表 ☐ 学校給食(辞退・再開)届 ※上記2又は3に該当する場合	

受領者署名 学校名: _____

学校長名: _____

日 付: _____年____月____日

年 月 日

かすみがうら市立

学校長 様

食物アレルギー対応中止依頼書

医師の診断により、下記のとおり対応の中止を依頼します。

記

1 児童生徒名

学校名	かすみがうら市立	学校
学年 組	年	組
ふりがな		
児童生徒氏名		

- 2 医療機関受診日（医師から指示が出た日） ____年__月__日
医療機関名 _____ 主治医名 _____

- 3 家庭でも当該食品を摂食して症状がでていない。 はい ・ いいえ

受領者署名 学校名： _____

学校長名： _____ 日付： ____年__月__日

かすみがうら市教育委員会教育長殿

上記のとおり食物アレルギー対応中止依頼書が提出されましたので報告いたします。

年 月 日

アドレナリン自己注射薬（エピペン®）処方に関する同意書兼依頼書

かすみがうら市立 学校長 様

学年・組 年 組

氏 名 (男・女)

生年月日 年 月 日生

かかりつけの医療機関

アナフィラキシーの主要因について

[illegible]

○上記児童生徒が、自己注射が可能なアドレナリン自己注射薬（エピペン®）を処方されていることについて、かすみがうら市消防本部、かすみがうら市教育委員会、学校職員・児童生徒に対し情報提供することに同意いたします。

○上記児童生徒が、アナフィラキシー症状が発症した際に速やかに対応できるよう、エピペン[®]の保管並びに緊急時に自ら注射できない本人に代わって学校教職員等が注射することを依頼いたします。

年 月 日

保護者氏名 印

保護者連絡先

年 月 日

(申請先) かすみがうら市教育委員会 教育長

学校名

学校長

食物アレルギー対応内容報告書

下記の者は、医師の診断により、食物アレルギーによる学校給食での対応が必要であることから、食物アレルギー対応依頼書が提出されました。それに基づき、食物アレルギー対応委員会にて検討した結果、下記のとおり対応いたします。

記

学年・組	年	組	ふりがな	
			児童生徒名	
対応内容 (該当する項目を○で囲む。)			1 詳細な献立表による対応・一部弁当対応 2 完全弁当対応 3 牛乳等飲料全てを停止	
食物アレルギー原因食材				
主な症状				
添付書類			□(様式 5)食物アレルギー対応依頼書(写し) 又は (様式 6)食物アレルギー対応内容変更依頼書(写し) □(様式 2)学校生活管理指導表(写し) □(様式 4)食物アレルギー面談票・児童生徒個別支援プラン(写し)	

【新規・継続】

報告日 年 月 日

かすみがうら市教育委員会 教育長 殿

学校

学校長名

令和 年度 食物アレルギー対応者一覧表

[illegible]

第 号
年 月 日学校長
学校 殿かすみがうら市教育委員会
教育長

食物アレルギー対応決定通知書

年 月 日付けで申請のありました食物アレルギーによる給食対応について、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

事 項	内 容	
対象者	学校名	
	学年・組	年 組
	氏 名	
対応内容		
対応開始月	年 月から	

第 号
年 月 日

様

学校

学校長

食物アレルギー対応決定通知書

年 月 日付けで申請のありました食物アレルギーによる給食対応について、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

事 項	内 容	
対象者	学校名	
	学年・組	年 組
	氏 名	
対応内容		
対応開始月	年 月から	

個人カルテ

氏名(

)

学年(小学校)	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
組 番号	組 番	組 番	組 番	組 番	組 番	組 番
担 任 名						
特記事項						
学年(中学校)	7年生		8年生		9年生	
組 番号	組 番	部	組 番	部	組 番	部
担 任 名						
特記事項						

報告先:かすみがうら市教育委員会事務局学校教育課 FAX:029-897-0992

様式13

※ 発症後速やかに、学校教育課に電話連絡をしてください。

※ 給食時に限らず、登校後や遠足等で発症した場合も報告してください。

※ 現在分かる範囲で記入し、FAX をしてください。その後の状況を随時 FAX してください。

※ 発症当日の献立表を FAX してください。

食物アレルギーによるアナフィラキシー(疑い含む)報告 FAX

FAX 連絡日時	令和 年 月 日 () 時 分 第 報
FAX 連絡者	職名: 氏名:

1 発症日時	令和 年 月 日 () 時 分 頃												
2 学校名	かすみがうら市立 学校												
3 発症者名	年 組 氏名: (男 ・ 女)												
4 発症者の情報	<table><tr><td>・食物アレルギーの既往</td><td>無 ・ 有 (原因食物:)</td></tr><tr><td>・その他の既往歴</td><td>無 ・ 有 (疾患名:)</td></tr><tr><td>・当日の給食対応(除去等)</td><td>対応無 ・ 対応有</td></tr><tr><td>・エピペン®の処方</td><td>無 ・ 有</td></tr><tr><td>・今回のエピペン®使用</td><td>使用した ・ 使用していない</td></tr><tr><td>・今回の救急車要請</td><td>要請した ・ その他の手段()</td></tr></table>	・食物アレルギーの既往	無 ・ 有 (原因食物:)	・その他の既往歴	無 ・ 有 (疾患名:)	・当日の給食対応(除去等)	対応無 ・ 対応有	・エピペン®の処方	無 ・ 有	・今回のエピペン®使用	使用した ・ 使用していない	・今回の救急車要請	要請した ・ その他の手段()
・食物アレルギーの既往	無 ・ 有 (原因食物:)												
・その他の既往歴	無 ・ 有 (疾患名:)												
・当日の給食対応(除去等)	対応無 ・ 対応有												
・エピペン®の処方	無 ・ 有												
・今回のエピペン®使用	使用した ・ 使用していない												
・今回の救急車要請	要請した ・ その他の手段()												
※ 搬送対応時の詳細	<table><tr><td colspan="2">医療機関名:</td></tr><tr><td>・保護者の付添い (有 ・ 無)</td><td></td></tr><tr><td>・教職員の付添い者(職名: 氏名:)</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">※原則管理職が付き添うこと</td></tr></table>	医療機関名:		・保護者の付添い (有 ・ 無)		・教職員の付添い者(職名: 氏名:)		※原則管理職が付き添うこと					
医療機関名:													
・保護者の付添い (有 ・ 無)													
・教職員の付添い者(職名: 氏名:)													
※原則管理職が付き添うこと													
5 発症時の症状													
6 発症時の状況と対応	<table><tr><td>時 分</td><td></td></tr><tr><td>時 分</td><td></td></tr><tr><td>時 分</td><td></td></tr><tr><td>時 分</td><td></td></tr></table>	時 分		時 分		時 分		時 分					
時 分													
時 分													
時 分													
時 分													
7 発症者の状態 ※報告時点の内容	<table><tr><td>医師の診断:</td></tr><tr><td>今後の見通し(入院の予定など):</td></tr></table>	医師の診断:	今後の見通し(入院の予定など):										
医師の診断:													
今後の見通し(入院の予定など):													
8 その他特記事項													

食物アレルギー対応ヒヤリハット事例報告書

学校教育課あて

(FAX 029-897-0992)

該当箇所に○をつけて下さい。

※内容等は具体的な記述をお願いします。(各事例ごとに作成をお願いします)

学校名			記入者		
発生日時			発生時間		
場 所	教室	特別教室	廊下	体育館	校庭
	その他の内容				
場 面	給食時間	昼休み	部活動	体育	校外活動
	その他の内容				
アレルギーの既往歴	有：アレルギー ()			無 (新規発症)	
当該料理名					
原因食物					
給食の対応	児童生徒による除去	一部弁当対応	完全弁当対応	特になし	その他
ヒヤリハットの 原因・内容					
事後の 改善点					

食物アレルギー事故一覧表

様式15

[illegible]

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）かすみがうら市教育長

学校給食（辞退・再開）届

下記の理由により、学校給食を 辞退・再開 いたしたく、かすみがうら市学校給食費徴収規則第7条第2項の規定により届け出ます。

学 校 名・学年		学年
児童・生徒氏名		
氏 名 (納付義務者)		
住 所		
電話番号		
停止期間	年 月 日から 年 月 日	
再開期日	年 月 日	
停止又は再開の理由		

※食物アレルギーにより学校給食の一部又は全部を喫食しない場合は、別途、
医師による「学校生活管理指導表」の提出が必要です。

※氏名は、納付義務者ご本人が署名してください。

引用・参考文献

発行機関	文 献 名	QRコード
文部科学省	学校給食における食物アレルギー対応指針 (平成27年3月) https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/___icsFiles/afieldfile/2015/03/26/1355518_1.pdf	
公益社団法人 日本学校保健会	学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン (令和元年度改訂) https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R010060/R010060.pdf	
消費者庁	加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック (令和5年3月※令和6年3月一部改訂) https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_210514_01.pdf	
独立行政法人 環境再生保全機構	ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック (2021改訂版) https://www.erca.go.jp/yobou/pamphlet/form/00/pdf/archives_31321.pdf	
「食物アレルギーの 診療の手引き2023」 検討委員会	食物アレルギーの診療の手引き2023 https://www.foodallergy.jp/wp-content/uploads/2024/04/FManual2023.pdf	

食物アレルギー対応の流れ

平成 27 年 1 月 発行

かすみがうら市学校給食食物アレルギー対応マニュアル

令和 6 年 8 月 発行

発行者 かすみがうら市教育委員会